



税金の種類和纳税方法

● 请向本国的总领事馆也进行咨询

在日本生活的所有人都负有纳税的义务。这些税金，是支撑包括在日外国人在内的所有人舒适、安心生活的重要财源。关于税金制度非常复杂，有些部分还要参考自己国家的规则。因此，需要时可以向自己国家在日的总领事馆联络，请求协助。

● 所得税（国家）

居住在姬路市的居民，从1月1日到12月31日的一年之内，原则上要对在全世界所获取的收入自行计算所得收入金额和税额，于次年的2月16日至3月15日期间进行申报和纳税。收入仅限于工资收入的人，原则上工作单位将为其进行年末调整，不需要进行确定申报。非居住在姬路市的居民，仅一定的国内源泉收入将被课税，根据所得收入的种类，有时只需扣除所得税，就完成纳税义务了。

详情请向税务署咨询。

姫路税務署 电话：079-282-1135
(姫路市北条1丁目250番地)

● 居民税（县・市）

应于2月16日至3月15日期间，填写你前一年（1～12月）的收入金额及其他必要事项，向你在1月1日当时所居住的市镇进行申报。但是，只有工资收入的人，以及对所得税进行确定申报的人，不必申报。以工资为收入的人，原则上，其雇主会从6月到次年5月，从每个月的工资中扣除并向市里缴纳居民税。

除此以外的人，必须按照市政厅寄来的纳税通知，一年分4次缴纳居民税。请记住，在最终离开日本之前，请务必缴纳完居民税。

详情请向市民税科咨询。

市民税科 电话：079-221-2261

● 固定资产税

1月1日当时，拥有土地、房屋、偿还资产（以上统称为固定资产）的人，根据这些固定资产的价格所应该负担的税金。

详情请向资产税科咨询

资产税科 电话：079-221-2271

● 小型汽车税（按照排量）

在4月1日当时拥有或使用小型汽车等的人应负担的税金。购买小型汽车等时应在15日之内申报，报废或卖掉时应在30日之内进行申报。

主税科 电话：079-221-2257

● 汽车税按照排量

在4月1日当时，原则上拥有汽车（负担小型汽车税的除外）的人应负担的税金。购买、报废或出售汽车时，请务必在运输分局等办理登记手续。

姫路县税事務所汽车税科 电话：079-281-9118

税金の種類と支払い方法



● 母国の総領事館にもご相談ください

税金は、日本で生活するすべての人々に支払いの義務があります。これらの税金は、在留外国人の方々も快適に、安心して暮らすことができるための財源となっています。

税金については大変複雑であり、母国の規則によるところもありますので、母国の総領事館に連絡をとって助けてもらいましょう。

● 所得税（国）

居住者の方は、1月1日から12月31日の1年間に原則として世界中で得た所得について、自ら所得金額や税額を計算して、次の年の2月16日から3月15日の間に申告、納税することになっています。所得が給与のみの人は原則として勤務先で年末調整してもらうので、確定申告をする必要がありません。非居住者の方は、一定の国内源泉所得のみ課税されますが、所得の種類によっては、源泉徴収だけで納税義務が完結する場合があります。

詳しくは、税務署にお問い合わせください。

姫路税務署 ☎079-282-1135
(姫路市北条1丁目250番地)

● 住民税（県・市）

1月1日現在の居住地の市町に前年中（1～12月）の所得金額、その他必要事項を記入して2月16日から3月15日までの期間内に申告することになっています。ただし、給与所得のみの人や所得税の確定申告をされる人は、申告の必要はありません。給与所得者の場合、原則、雇用主が6月から次の年の5月まで月々の給料から差し引き、市へ住民税を納めます。

それ以外の方は、市役所から税金の支払い通知が送られてくるとおり、1年4回に分けて住民税を支払わなくてはなりません。最終的に日本を離れる前にこの税金は必ず払い終えていなければならないことを覚えておきましょう。

詳しくは、市民税課にお問い合わせください。

市民税課 ☎079-221-2261

● 固定資産税

1月1日現在、土地・家屋・償却資産（これらを総称して固定資産といいます。）を持っている人に、これらの固定資産の価格に応じて負担していただく税金です。詳しくは資産税課にご連絡ください。

資産税課 ☎079-221-2271

● 軽自動車税（種別割）

4月1日現在、軽自動車などを所有または使用している人にかかる税金です。軽自動車などを取得したときは15日以内に、廃車または売却したときには30日以内に申告してください。

主税課 ☎079-221-2257

● 自動車税種別割

4月1日現在、自動車（軽自動車税がかかるものを除く。）を原則所有している人にかかる税金です。自動車を取得したとき、廃車または売却したときには、運輸支局等で必ず登録手続きをしてください。

姫路県税事務所自動車税課 ☎079-281-9118